

課程です。国公立大学での新制大学院の発足は、これよりすこし遅れて一九五三年度からでした。

#### 四、戦後の名古屋大学大学院

◆国立大学大学院は一九五三年度から

旧七帝国大学をふくむ一二の国立大学に新制大学院が設けられたのは一九五三（昭和二八）年度からです。このとき名古屋大学にも新制大学院（六研究科）が設置されました。新制の名古屋大学は一九四九年度に設置されていましたが、農学部と医学部をのぞく学部学生が一九五二年度末に卒業を迎えました。新制の大学院が一九五三年度から開設された理由は、それら学生の進学の道を用意する必要があったためです。

なお、医学研究科と農学研究科については一九五五年度からの開設でした。医学部では学部の修業年限がほかの学部より二年長かったこと、また農学部では学部の創設がほかの学部より二年遅い一九五一年度であったことがその理由です。

## ◆名古屋大学での設置準備

学内に残されている資料をみると、名古屋大学では一九五〇年一二月から新制大学院の設置にむけた検討が始められていることがわかります。その際に中心的な役割を果たしたのが、学内に設けられた大学院制度研究委員会（一九五〇年一二月七日～一九五三年四月二一日）でした。名古屋大学の新制大学院は、この委員会における審議・立案をもとにその構想が練り上げられたのです。

一九五二年五月、文部省から一つの通知が届きました。翌年度に開設が予定されている新制大学院に関する各大学の設置構想の提出を求めたものでした。これをうけて名古屋大学では、すでに大学院制度研究委員会を中心に検討を行っていた結果を踏まえながら、文学、教育学、法学、経済学、理学、医学、工学の七研究科案の取りまとめが早急に行われています。医学研究科は、すでにふれたように学部教育の修業年限の関係から一九五三年度の設置予定ではなかったのですが、参考案として文部省への報告に盛り込まれました。

その後八月以降、大学院設置にむけた学内の取り組みは集中的に行われました。文部省から、大学院の設置認可申請書の提出期限が同年一月末日であることが通知されたためです。しかし、学内での集中的な検討にもかかわらず、一四種類にもおよぶ膨大な量の添付資料をすべて期限内に準備することはきわめて困難なことであったようです。そのため名古屋大学では、提

出期日に設置認可申請書のみをとりあえず提出し、添付資料は後日提出することで対処します。最終的に添付資料を文部省に提出したのは、一九五二年一二月末のことでした。参考までに他大学による設置認可申請書類の提出時期を示すと、東京大学と九州大学が一九五二年一二月末、京都大学が一九五三年一月となっています。

大学設置審議会では、翌年一月末には名古屋大学に関する書類審査を終えたのち、二月の实地視察をはさんで最終的には三月に設置の申請を承認しています。

新制大学院の第一回入試は、各研究科において一九五三年四月二〇日から五日間の日程で学力試験が実施されるとともに、二四・二七日には身体検査も実施されました。このときの入試では、募集人員一九〇名に対して志願者数が一二八名で、最終的に入学したのは七六名にすぎませんでした。当時のようすについて、『名古屋大学新聞』が下記のようには報じています。

入学志願者は、大学院設置の具体的決定がおくれたこと、経済的問題などもあって、その数は少く、…(略)…定員以下で殆ど無競争の状態だったが、選考は定員と無関係に厳重になされるので入学者は五割を割ることになった

(『名古屋大学新聞』一九五三年四月二五日付)



大学院設置申請書控え（法学・医学・農学研究科）

なお、新制大学院の第一回入学式は、医学部構内にあった図書館内の講堂において同年五月一日に行われています。

以下では、名古屋大学に新制大学院が設置されるまでの経緯について、重要と思われる点を中心にふり返っておきます。

#### ◆履修年限の決定

「大学院基準」によると大学院の履修年限（全日制）は、修士課程が一年以上、博士課程が三年以上となっています。この点に関連して名古屋大学の場合は、さきの大学院制度研究委員会で数回の議論を行ったのちに、修士課程二年、博士課程三年の計五年という結論に落ち着いています。この結論の背景には、並行して進めら

れていた他の国立大学や文部省内での議論の影響があるものと思われれます。

学内資料をみると、当時この履修年限問題を検討する際には他の旧帝国大学の動向も参考にしており、それらの大学では修士課程二年、博士課程三年の計五年という方向で検討されていることが紹介されているのです。また、おなじ頃の文部省内では、すでにふれたように一二の国立大学にまず新制大学院を設ける方針を固め、その「修業年限は修士課程、博士課程をふくめて五年とし、うち二年を修士課程とする」という方針が打ち出されています。

ここに示されている文部省や旧帝国大学の大学院設置に対する考え方は、大学基準協会の「大学院基準」とは異なるものであるといえます。「大学院基準」が修士課程と博士課程のいわゆる並列方式を採っているのに対して、文部省や旧帝国大学では修士課程のうえに博士課程をおく積み上げ方式を構想しているのです。ここに、C I & Eや大学基準協会とはやや異なつた大学院観を読み取ることができでしょう。一九四八年七月の「科学研究者養成に関すること」に集約された教育刷新委員会の「大学院Ⅱ学術研究所」という大学院観があらためて想いおこされます。

#### ◆ 大学院の目的

大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に

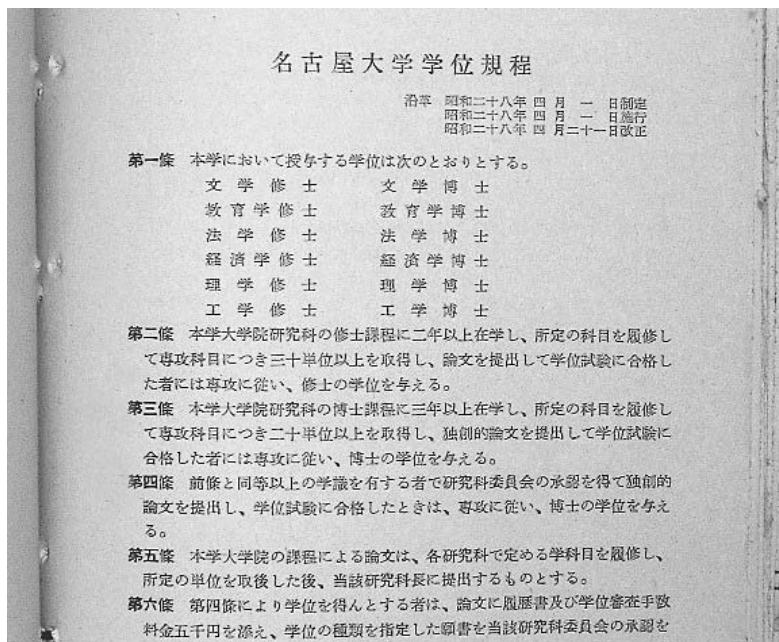
寄与すると共に、學術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成すること」とされました。当然のことですが、前段の部分は学校教育法第六五条と同一であり、東京大学や九州大学など他大学における目的規定もほとんどこれとおなじものでした。しかし後段の部分の「學術の研究者、高度の専門技術者及び教授者」という文言については、とくに「高度の専門技術者」という部分に名古屋大学の独自性が認められます。のちのことになりますが、一九五五年に「大学院基準」における修士課程の目的規定が改正され、それが研究者の養成と高度の専門家の養成という二つの目的が明示されるようになります。したがって名古屋大学の規定は、結果的にこれを先取りしていたことになるといえるでしょう。

修士課程の目的は、「学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立つて、専攻分野につき、精深な学識と研究能力とを養(う)」とされました。また博士課程の目的は、「独創的研究によつて従来の學術水準に新しい知見を加え、専攻分野について研究を指導する能力を養う」とされています。これら二つの課程の目的は、「大学院基準」とほとんどおなじものとなっています。実際に設置の申請を行った研究科は、さきにのべた七研究科から医学研究科をのぞいたものでした。なお、修業年限については、すでにふれたように、積み上げ方式にもとづいて修士課程二年、博士課程三年とされました。

## ◆学位制度との関連

学位制度との関連についてもみておきましょう。「大学院基準」では、修士の学位を得るためには全日制で一年以上在学三〇単位以上履修し、研究論文を提出することが必要であるとされています。他方、博士の学位の場合は全日制で三年以上在学五〇単位以上履修し、独創的研究にもとづく研究論文を提出し、さらに最終試験に合格することが必要であるとされています。前者が論文の提出までを要件としているのに対して、後者では独創的論文の提出とともに最終試験の合格をも要件としているのです。しかしこの点について名古屋大学をふくむそれぞれの大学では、学位に関する規程（規則）において、修士・博士ともに最終試験を課すことになっています。

実は、さきにも紹介した一九五五年の「大学院基準」改正では、修士学位の要件としてこの最終試験を課すことがあらたに加えられていました。その改正の理由は、修士課程での研究論文作成にかかわる負担の軽減を視野に入れたものであるとされています。高度の専門家養成という新しい修士課程の目的に対応して、論文作成の負担を軽減して授業による単位取得の比重を高めることをねらっているのです。その点から考えると、おなじ「最終試験」という表現であっても、当初から要件づけられていた博士課程のそれと、改正によって追加された修士課程のそれとは位置づけにちがいがいることになると思われます。ここに「中間学位」とし



### 名大新制大学院当初の学位規程

ての修士の性格づけを読み取るこ  
とができるかもしれません。

## 五、大学院制度改革の前提

### ◆ 占領政策のゆらぎ

これまで本書では、日本における新制大学院の制度的な枠組みができたあがるまでのようすを描いてきました。戦後あらたに構想された新制大学院制度は、学校教育制度という枠のなかに位置づけられ、戦前のように研究者養成だけを目的としない修士課程と博士課程の